

第3回 京都市京町家保全・継承審議会

開催日時	平成30年4月25日（木）午後5時30分～午後7時30分
開催場所	職員会館かもがわ 2階 第4・5会議室
出席者 （委員は、 五十音順）	会長 高田 光雄（京都美術工芸大学 工芸学部 教授） 委員 有本 睦子（市民公募委員） 〃 井上 えり子（京都女子大学 家政学部生活造形学科 准教授） 〃 伊庭 千恵美（京都大学大学院 工学研究科 助教） 〃 内山 佳之（公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 理事） 〃 遠藤 誠（市民公募委員） 〃 大場 修（京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授） 〃 木村 忠紀（京都府建築工業協同組合 理事長） 〃 小島 富佐江（特定非営利活動法人 京町家再生研究会 理事長） 〃 志藤 修史（大谷大学 教授） 〃 中嶋 節子（京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授） 〃 宮川 邦博（公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 専務理事） 〃 宗田 好史（京都府立大学 生命環境学部環境デザイン学科 教授） 〃 山田 正太郎（有隣まちづくり委員会 会長） 〃 若村 亮（株式会社らくたび 代表取締役）
欠席者	委員 梶原 義和（公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 副会長） 〃 栗山 裕子（特定非営利活動法人 古材文化の会 顧問）
議題(案件)	1 開 会 2 議 題 (1) 条例に基づく指定基準（地区指定・個別指定）について (2) 部会の設置について (3) 京町家保全・継承推進計画の策定に向けた検討の進め方について (4) 京町家保全・継承推進計画（骨子案）について 3 第4回審議会の予定 4 閉 会

資 料	・ 座席表 ・ 資料 1 委員名簿 ・ 資料 2 地区指定・個別指定の考え方について ・ 資料 3 部会の設置について ・ 資料 4 京町家保全・継承推進計画の策定に向けた検討の進め方について ・ 資料 5 京町家保全・継承推進計画（骨子案） ・ 資料 6 京町家の保全・継承に向けた施策の全体像 ・ 参考資料 1 ①町別集積度，②町別滅失進行度， ③集積率・滅失率・建築要素保有傾向 ・ 参考資料 2 具体的な取組一覧
-----	--

議 事 の 経 過	
発言者	発言の内容
事務局	1 開会 お待たせ致しました。出席予定の山田委員が来ておりませんが、定刻を過ぎましたので、早速始めさせていただきます。 それでは、ただいまより第3回京都市京町家保全・継承審議会を開催させていただきます。 私、京町家保全継承課長の関岡と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。条例が、「京町家保全・継承」ということになりまして、職名が京町家保全活用課長から、京町家保全継承課長に変わって今回4年目でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。 本日は、山田委員が遅れていますけれども、梶原委員、栗山委員が欠席されるということで連絡を受けております。山田委員を入れまして15名ですので、出席員はいますでこの状態でも過半数を超えているということですので、京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、審議会が成立していることを御報告させていただきます。 報道関係の皆様におかれましては、次第2の議題に入るまでの間に限り撮影を許可したいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、高田会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。
高田会長	皆さん、お忙しいなかありがとうございます。それでは、議事を進めさせていただきます。 まず、最初に事務局から、本日の議事の進め方について、簡単に御説明をお願いします。
事務局	それでは、本日の議事について御説明致します。次第2の「議題」についてでございますが、本日は前回の審議会で御指摘いただきました、課題等を踏まえて、条例に基づく指定基準、地区指定、個別指定、それから部会の設置について、また、今回から、もう一つの諮問項目であります、「京町家保全・継承推進計画」の策定に関して、計画の策定に向けた検討の進め方、それから計画の骨子案について事務局案を作成しているというところでございます。 委員の皆様方には、事務局案の内容を御確認いただき、課題や目指すべき方向性等について御議論いただきたいと思いますと思っております。 本日の議事進行につきましては、以上でございます。
高田会長	どうも、ありがとうございます。 引き続いて、会議の公開について事務局の方から御説明をお願いします。

事務局	会議の公開についてでございます。会議の公開につきましては、京都市市民参加推進条例に定めております。その主な条項について御説明申し上げます。 同条例におきましては、第7条第1項で、付属機関の会議は原則として公開することとしております。ただし、会議で非公開情報を扱う場合は、この限りではございません。また、同条第3項において公開した会議については、会議録を公表しなければならないとされております。
高田会長	審議会の会議は、原則公開でございますが、本日の会議では特に非公開情報を取り扱わないということでございますので、公開で行いたいと思います。よろしく願いいたします。 次に、議事録についてですが、これは後日公表ということでございます。毎回同じことなのですが、本日、傍聴に来ていただいている方も、この要領について御理解をいただきまして、議事進行に御協力をお願いしたいと思います。議事録は、事務局の方でいったん作成をしていただいたあと、委員の皆様方に内容の確認をしていただいて、その後、事務局から公表する、こういう段取りでございます。 後日、委員の皆さんには議事録の確認について、事務局から連絡があると思います。よろしく願いしたいと思います。それでは、早速、議題の方に移りたいと思います。
高田会長	2 議題 (1) 条例に基づく指定基準（地区指定・個別指定）について まず、（1）です。「条例に基づく指定基準（地区指定・個別指定）について」ということで、まず資料の説明を事務局の方からお願いいたします。
事務局	資料説明（資料2、参考資料1説明）
高田会長	どうも、ありがとうございました。 それでは、ただいま御説明があった資料について、質問やあるいは御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構です、よろしく願いいたします、いかがでしょうか。
井上委員	二つあるんですけども、まず一つは、生活文化の方は滅失率を気にしながら、進行が早いところというようなことでしたが、今ここに出ている滅失率1.8とか3.7というのは、これは高い方と考えたらいいんですか。緑色のこれで言うと、必ずしも高い事例でもないなという気がするんですけど。

事務局	そうですね。今、シミュレーションでお見せしたところは、その滅失率の高いところというのを狙って出しているというわけではありません。滅失率が高いというのは、参考資料1－②で見ていただくように、高いところだと33%ほど減っているというところもあります。こういうものと掛け算をしながら、実際には見ていかなくてはいけないと考えています。
井上委員	例えば、これは低いけれども、もう一つの、他への波及効果が高い地区と捉えられる可能性もあるとかいうことですね。
事務局	そうです。
井上委員	分かりました。 あと、もう一つは、資料2の地区指定の基準のところ、1の方は市の方から問答無用で指定していくというもので、2の方は地域の方から手を挙げてもらうということですね。 その手を挙げてもらうときに、その地域が手を挙げるときって、町単位と書いてありますけれども、町内会の同意をどれほど得るかということとはあまり気にせずに、「それは町内会でうまく収めてね」という感じをイメージされているのか。もっと厳密な、何か町内会の総会で決議したところしか受け付けませんよとか、そういうようなことを考えていらっしゃるのか。それはいかがでしょうか。
事務局	基本的に同意がないかたちで地区指定も決めていくということではあるんですが、この2番については、※印にもありますように、改修助成の対象にはならないけれども、1年前の解体の届け出の義務はかかってくることになります。 個別のものは、個人で自分から挙げてくる話なので、当然そういうことも理解していただいたうえでということがあるんですけれども、地区指定の場合はエリアにある京町家が規制の対象になりますので、そういった京町家所有者の合意というものは必要になってくると考えています。 ただ、どういう合意形成だったらいいいのかということについては、検討が必要と考えています。
井上委員	ルールをきちんと決めておかないと、後々トラブルがあるということだと思います。
高田会長	はい。関連する御意見、ご質問等があればどうぞ。

宗田委員	まず一点目の件ですが、減失進行が早い地区、他への波及効果が高い地区等を優先して指定というのは、たくさん残っているところというのはよく分かるんですが、この※印で書いてある、減失の進行がというのは、ちょっと検討しないといけないと思うんです。これは、部会で検討すればいいことなので、いまここの席でどこまで言うかということはあるんですが。 減失、町が壊れていくには、いろいろな理由があるんですね。いろいろな理由があって、それを分析する前に取りあえず地区指定をして、助成をすれば残せるというというのは、ちょっと論理の飛躍があって、現実には即していないと思うんですね。 だから、なくなっていくということの論理を、もうちょっときちっと整理した方が、たぶんいいと思います。いまここで、われわれが用意している、助成をするということと、もちろんマッチングシステムをするということが利くかどうかということも丁寧に見た方がいいと思うんですね。 それから、他への波及効果が高い地区を優先してというのも、これもあいまいな表現なので、それぞれ西陣とか、それから中京とかでは違うし、東山でもまったく違うし。いま、民泊の問題が起こったりとか、町家レストランの問題とかが起こっているわけで。このなかでどういうことが起こっているかということも議論してくくっているわけではなく、取りあえず政策効果が見えやすいところぐらいの意味で、たぶん書いていると思うんですけど。ちょっと、このへんも部会で議論しないといけないと思います。 だから、この※印以前の部分で、集積状況をいま見ましたが、その集積をベースに線で見、通りで見、面で見、それから生活文化を継承するうえでの効果も見えていく。そして、できるだけ論理はシンプルにした方がいいと思うんです。 それから、この条例かに、冒頭の方に出てくる「まちの暮らしの基盤」と「まちづくりの資源」という二つのキーワードが、この条例ではかなり重視されていますよね。だから、ここで言う生活文化が色濃く残っている地区という方向性もよく分かるんですが、この条例の趣旨に添ったかたちで指定していくことになるわけですから、言葉の選び方って結構大事だと思います。 前から言っているように、文化財だから残すというようなものではなくて、「暮らしの基盤」、それから「まちづくりの資源」ということが、この条例の非常に重要な売りですから、攻めの姿勢ですが、もうちょっと前面に出てくるといいなということです。
高田会長	はい、他にいかがでしょうか。 関連する御意見やご質問があったらお願いします。
小島委員	私もここの、暮らしの文化のところで、地区指定ですね。暮らしの文化とい

	うのは、例として、職住共存の地区内で、京町家が集積し地域活動が活発な地区というものの、地域活動というのがどういうものなのかというイメージが難しい。もう一つ下にも地域活動が活発な地区というのがあるのですが、どういうことを想定されているのかというのがよく分かりません。 それから、もう一つ、私は前から申し上げているのですが、祇園祭の会所、山鉦の会所なんかは早急にやらないと、どんどん町のなかが変わって行って、建て替えが結構起こったりします。そういうものについては早急にと言うと、個別指定の対象になるのか、ちょっと気になるところではあるんですが。
高田会長	はい。ご質問ですので、答えてください。
事務局	はい。この地区指定のところ、地域活動が活発な地区というのをどう捉えるか。このあたりの判断基準というものも議論があるかと思いますが。例えばですけれども、すでに地区計画であるとか、建築協定であるとか、何らか町のビジョンみたいなものを持っていて、町のルールみたいなものを定めているような、そういったところも該当してくると思います。 また、最近ですと、市街地景観整備条例に基づいた地域景観づくり協議会制度を活用されて活動しているところもあるかと思います。その他にも、任意でビジョン、町式目であるとか、そういったまちづくりビジョンを定めて活動している地域なんかもあるので、そういったところが該当してくるのではないかと考えております。 それから、祇園祭の会所も個別指定の対象になるのではないかとということですから、そこに着いては、一つ一つは個別に見ていく必要がありますが、個別指定の対象として、もちろん、外観が地域の町並みを特徴付けているものがあれば、そちらで見るということもありますし。生活文化の観点でそういったものをピックアップしていくということも、これは十分あり得るというふうには考えております。
宗田委員	分かりきったことで恐縮ですけど、この地区指定と個別指定の場合の所有者合意というのはどういうことでしょうか。指定に当たって、同意は必要ないですよ。
事務局	条例上は同意を求めるということは規定しておりません。
宗田委員	地域の方がそれなりに意欲的な地区の場合は。
事務局	はい。これは意欲があるということをお示しいただかないと、我々も把握はできないというところがあります。

宗田委員	だから、例えば地区計画があるところは、こういう地区指定を受けますということ、地区計画のなかで取り扱うことになりますよね。 追加で書くとかということをするれば済む話じゃないですか。その場合は、その地区計画に同意していらっしゃる方たちがいるわけですね。その同意者が、この指定に合意すれば、合意とまでは言わないけれども、自動的に地区指定ができる。では、それを飛ばして、一切同意を取らずに地区計画のところの人たちに指定による規制をかけていくということの法的な整備をしないといけないですね。 ではそれ以外の、まちづくり協定だったらどうなるかと。あるいは、まちづくり委員会とか、景観協議会とかということのある場合の、一個一個その仕組みを整理していかないといけないということだと思うんですが。 取りあえず、この1の地区指定の一般的な基準の場合は同意を前提とするというふうに書けますが、2に関しては地元の協議の仕方によって、地元の合意の達成度によって地元合意をどう取り扱うかに関しては、段階的にこうしますということで、まだそこは詰まっていないですね。地区計画と建築協定、何もないところでは、まったくそれが違うということになりますよね。
高田会長	あくまでも指定ですから、最終的には行政が指定するわけですね。
事務局	はい。
高田会長	だから、そのプロセスで、その地域から申し出があったときには、地域の構成員の合意がどれぐらい取れているかということだと思います。 地域の合意が、どれぐらい取れているかということについて、そこに基準があるのか、あるいは、この審議会の判断ということになるのかというのはありますが、何らかの基準をつくった方がいいというのが宗田委員のご提案ということですが。
宗田委員	まず、シミュレーションをちゃんときちんとしたうえで、いろいろな場合があるということがあるだろうと思うのです。この趣旨は、地域の皆さんの強い意向を汲むということで、地域の皆さんの努力をできるだけ有効に生かそうということにあるので、そのための仕組みを、いろいろと項目を増やすことが必要になってくると思います。
高田会長	それで、当該の町家の所有者の同意があるかどうかというのは、この意欲的な地区の指定の条件というわけではなくて。

宗田委員	もちろん、条件ではないのですが、地域の皆さんは、当然さつき井上先生がおっしゃったような、いろいろな事情があるわけじゃないですか。だから、町家の所有者がすごく嫌がっているのに無理やり規制をかけるということは、地域の問題として嫌うと思うんですよね。
高田会長	そうですね。
宗田委員	そういう場合に、どういうかたちで軟着陸してあげることができるかというような、まちづくり的な手法を整理する必要がある。 その場合に、例えば建築協定とか、地区計画とか、すでに地区計画なんかを適用されていらっしゃる地区は確かによく残っているわけです。だから、地区計画をかけて、25年とか、30年のところで、そういう成果を大事にしてということを中心としながら、地区計画の新しい運用のようなかたちで、この制度をうまく使っていく。だから、京都市は部会を通じて指定しますというような説明の論理がきつとあると思うんです。 それが、地域住民と当該の町家所有者の間の合意の橋渡しになるようなことになると思うんですが、そのへんの分かりやすいシミュレーションをしていくようなかたち。そうすると、地区計画も生かせる。これまで地区計画をつくっていただいた努力があるわけですから、その努力を延長していただくかたちで、町家とその景観を守るといような仕組みがうまくできるといいなと思っています。
高田会長	はい。どうぞ。
事務局	いま、宗田委員からおっしゃっていただいたのは、2の「地域の方々が取り組みに意欲的な地区」というのを、本当にどうやって運用していくのかと、それで地区計画とか、建築協定があるところとか、例えばそういった考え方があるのではないかということだと思うんですが、それについては、どういうかたちで運用していくのかというのは、具体的にこの段階でまだそこまで決めているわけではありません。 ただ、制度全体として同意を必ずしも求めないというのが条例上の規定ですので、同意を求めないのですが、実際、この意欲的かどうかということはどう判断するかということについては、今日、これで一定、大枠としてご承認いただいたあとに部会でまた議論していけたらいいと思っています。
高田会長	他に、いかがでしょうか。 先ほど出していただいた議論のなかでは、プライオリティーの話がありました。滅失の進行、要するに、同じぐらい町家が集積していても滅失の進行が早

	い、特に都心部だったらそういうことに一般的にはなるわけですが、そういうところと、比較的滅失の進行の遅いところでは、また集積度合いとは違う観点で、そういうものを見た方がいいとか。あるいはそれ以外の、要するに複数の価値観で、優先を判断していくというようなものの見方と、宗田委員からは比較的それを単純化した方がいいという御意見ですかね、さっきのは。どういうふうに考えたらいいいですかね。
宗田委員	ちょっと先の資料6のところに、この施策の全体像というのがあって、京町家の所有者の整理があって、その一番下に「京町家の滅失の歯止め」とあるのですが。この資料6、先走りして恐縮ですが、のような考え方があるとすると、滅失する理由は多様だと思うんです。
宗田委員	所有者で住んでいる人というのは、たぶんこのなかに入るんだけど、借家をお持ちの方、あるいは、まったく自分は住んだこともないような借家をお持ちで相続した方というパターンとかというように、いくつかのパターンがあるわけだと思うのです。これらのことが絡んで滅失が進んでいくわけです。だから、その滅失が進むという様態はばらばらです。 だから、いま我々は、それを止めるための手段を二つか三つ持っているわけですが、その手段があるからといって、全ての病気に効くわけではないということは、よく分かっておかないといけません。その病気があるということと、この薬を使うかどうかということの間に、診断ってやつ、つまり原因をちゃんと究明しなければなりません。診察の結果がこう出たから、この薬が全部使えるかということ、そうではない。治療をする前に、診察と治療の間に診断というものがあるよねということが言いたいのです。
高田会長	多様な理由で滅失が起こっているわけですから、多様な理由を押さえるということですね。それを単純化しないというふうにむしろ考えていいんですね。
宗田委員	単純化しない方がいいと思う。
高田会長	それは、この事務局案と同じスタンスなんですね。
宗田委員	そうです、同じこと。だから、緑の方（滅失進行度）のデータを単純に生かすなよと言いたい。赤い方（集積度）は非常に重要なので、集積度が高い地区は指定して残せばいいと思うが、滅失進行度が高い地区を優先して指定するといったように、滅失進行度を集積度と同じように扱っていると、たぶん判断を間違うと言いたいわけです。
高田会長	要するに、滅失の進行度というものの解釈の問題ということですね。

宗田委員	はい。
高田会長	これは、赤と緑の色は、本当は逆の方がよかったかもしれないですね。 いまの、基準の問題、それから特に地区指定を地域から出す場合の手続きというのは、プロセスに関する議論が出ました。他に、いかがでしょうか。 特に、資料2について、これが出ていった場合に誤解を生じないように文言も含めて、御検討いただきたいと思います。 それでは、一応、このフレームワークとしては、いまのような議論で、この資料2のフレームを使って指定をしていくという方向でよろしゅうございますか。何か、その指定の方法等に関して、気になることがあれば、それもお話しいただいたらと思いますが。
宗田委員	町家調査の一番正しい、効果的な使い方だと思っています。
高田会長	はい、どうぞ。
小島委員	すごく基本的なことなのですが、個別指定の場合は重要景観建造物とか、それから文化財建造物も入っていますね。この、逆に景観重要建造物とか、文化財建造物というのは、壊すときには何も規制がないということで、指定するということなんでしょうか。 それと、この③の歴史的価値又は学術的価値の高いものということについてですけれども、文化財や、その他の指定に外れたものを全部すくい上げるという意味ですか。それについては、この個別指定を行って、壊すときには申請をしてもらうということでもいいんでしょうか。 文化財とか、景観重要建造物とか、いろいろあるんですけど、それ以外のものを考えているのか。何が違うのかがよく分からない。文化財とか、景観重要建造物以外のもので、歴史的価値又は学術的価値の高い重要なものとは何なんでしょうか。
高田会長	要するに、概念の双方の関係ということですね。
小島委員	はい。その区別が分からないんですが。
高田会長	はい、いかがでしょうか。
事務局	2点ご質問があったと思います。 まず、景観重要建造物とか、界わい景観建造物とか、文化財建造物について

	は、個別指定していきますよということが書いています。 これは、あくまでもこの条例に基づいて、一つは①のカテゴリーの、この地域の趣ある町並みを特徴付けているものというものに当てはまる考え方です。例えば、景観重要建造物であるとか、界わい景観建造物であるとか、文化財建造物などは、この趣ある町並みの形成の観点で、既に別の制度で指定されたもので、そういう判断がすでにされているものなので指定をします。 この歴史的風致形成建造物も、文化財建造物についても、この生活文化の継承の観点というものを含めて、すでに評価をされて指定をされているものなので指定をしますというのが、記載している既指定のものを指定をするという背景でございます。あくまでも、この京町家のこの個別指定の基準にすでに合っているというものだから、ということになります。 ③の、この歴史的価値又は学術的価値が高いものというのは、①にも当てはまらない、②にも当てはまらないんだけど、われわれが、この①とか②で想定しているものではないのんだけど、非常にこれは指定をして守っていく必要があるというものがあればここで拾っていくということです。 個々については、具体的にこういうものです、というところまでは明確にありませんが、そういうものがあれば、きちっとこういったもので拾えるようにしているということです。場合によっては、それが将来的に文化財建造物などに指定されていくようなものもあるかもしれません。 指定されたもので対象になるものは、すでにこの①、②で指定をしていきますので、基本的には未指定なもので、そういった①、②とは違う判断基準で大事だというものがあれば、③で指定するというように御理解いただけたらなというふうに思います。
高田会長	よろしいですか。基本的にはね、いまの関岡さんの御説明は、①、②、③というのは、この条例に基づいた、要するに指定の文化財の基準とかとはまったく関係ない視点でつくった価値基準だということです。
事務局	そうです。
高田会長	それで、その基準に合わせると、既存の制度のなかで、これとこれとこれは、その基準に合致しているので、合致していると言えそうなので、それについては、さっさとやってしまっってはどうかということです。それ以外の既存の制度に乗らないものも、①も②もそれぞれ入ってくるということです。 いまの御説明だと、③は上記以外のということになるんですかね。
事務局	そうです。

高田会長	①，②，③が横並びというよりは，①，②以外で読めないものについて，逆に言うと，だからこそ，よく分からない部分がたくさん入っているということです。拾った方がいいものを拾うという，そういうことを説明するために書かれた文章だということなので。 ③固有の基準というのがあると考えた方がいいのか，どうなんですかね。例えば，歴史的価値，学術的価値が高いというのは①，②で読もうと思えば読めますよね。 だから，趣のある町並み，個性豊かで洗練された生活文化というのも，①と②に掲げている文章そのものだというふうにも見えるので，上記以外にむしろそういうことを考えるべきものが出てきたら③で読みますという。その他，これは①，②で拾えないものという，そういう意味なんでしょうか。
事務局	はい。おっしゃるとおり，①と②で拾えないものということなんですけど，例えばという例で申し上げますと，その③のなかに地域の趣ある町並みを図るというか，ちょっと生活文化の部分を省略しますと，趣ある町並みを図っていくうえで重要なものというものはあるんですが。いま現在，その通りにあまり町家がなくなっている状況で一軒あるときに，それが昔のことを考えると，結構そこは町家があって，趣があったと。だけど，いまはそれ一つしか残っていない。 その一つを核として，さらに周りの住宅も景観を整備していくことによって趣ある町並みが形成されていく。例えば，そういう観点で重要なものというものもあるのではないかとか。 それから，歴史的価値からいって，その建物を指定した方がいいということがあるかなと思っています。あくまで例示ですけども，そういうことです。
小島委員	だから，わざと指定を受けていらっしゃらないところも，その③の範ちゅうで。
高田会長	そうですね。
小島委員	わざと自分のところは，その指定を受けないとおっしゃる方がたまにいらっしゃいますけど，そういうものも，これは一方的にというか，指定をしてしまうわけですから，そういうものも救うという意味ですね。
事務局	はい。そういうものも，①，②も含めて，③も，全体ですけども，指定をしていくということになります。
宗田委員	さっき，私，言いたかったのは，まさにここです。歴史的価値又は学術的価

高田会長	値の高いものを書いちゃうと、あれなんで、例えば、「まちの暮らしの基盤」と「まちづくりの資源」というのが条例のなかに出てくるフレーズなんです。 だから、例えばそこに一軒しかない町家でも、周辺がなくなっちゃって、それが会所だったら、まちの暮らしの基盤そのものだから、これはもう指定しましょう。あるいは、そこに一軒しかなくても、今後景観政策が利いてきて周辺のまちがきれいになったときに、本物の町家がそこにあることで、そのまちがぐっと締まってくるので、まちづくりの資源としてそれを活用するとか。 あるいは、そこにそういう産業があるとかというのは、すでに地区の方では拾われているわけですが、そういうところに利いてくるものというもので、①にも、②にも入らない③として個別に指定できるという余地を残しているということだと思っんです。 だから基盤であり、資源であるから、この③をぜひつくっておきたかったというところなんです。そこに、歴史的価値と学術的価値という言葉を入れちゃったものだから、ちょっと条例から外れたかなという気がするということをさっき申し上げたかったんです。 でも、たぶん狙いは、まさに会所とか、狙いはまちづくりの資源としてということだと思っので。それは、もう一度御説明された方がいいんじゃないですか。 関連する御意見、ございませんか。 たぶんですね、①、②の解釈論として、①、②の解釈を広げれば、どんどん広がっていくので、たぶん③がなくてもいける部分はかなり広がると思うんですが、それでも、いま、この時点で想定できない指定すべきものというのが出てくるかもしれないという意味で、①、②は、なかなか解釈できないんだけど、本条例の目的に合致するものとかいうぐらいの意味合いとして③が入っているという、基本的には、そういう趣旨ですよ。 そういうふうに入っていた方が、要するにこの指定の作業がしやすいか、あるいは、そのあいまいなものが入っていると逆にやりにくいかというようなことも、ここでは議論していただいたらと思います。 事務局案の③の趣旨はいまのようなことだということが明確になりましたので、逆に審査をするというふうに、指定するというふう考えたときに、そういうふうな伸びしろが明示されているという方がよければ、③というのをできるだけシンプルにして、それ自体が解釈として苦しまなくてもいいようになっているというかたちで、③をつくっていただく。 逆に、①、②で十分解釈できるというふうに、その方がいいということであれば、そういうふうにしていただくというふうにしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。 大場委員、何か、御意見ございませんか。
------	--

大場委員	私は、それで結構です。
高田会長	では、いま宗田委員のご提案は、この書きぶりを、もう少し条例の文言に即して、①、②に合致しないんだけど、条例の趣旨に即しているという、その文言を条例のなかに書かれている言葉を使って説明してはどうかということですが。そういうことでよろしいですか。 では、他の論点について。どうぞ。
大場委員	地区指定について、私はもちろん、8割は賛成ですけど、あと2割の部分が、ちょっとしっくり来ないところがあつて。私なんかは、歴史屋なので、こういう数値というのは非常にぴんと来ない人間なんです。 確かに、地区を選ぶ、あるいはこの優先順位を付けていくということで、それに客観性を持たせていくということで、こういう集積度×減失で数値が出てきますよね。それで、数値の高いところから選んでいくということは、当然それでいいわけですけども、いざその地区を評価していく。あるいは、特徴を説明していく。そうすると、この数値だけでは駄目ですよ。
高田会長	そうですね。
大場委員	地域に説明する際にも、マスコミに説明する際にも、数値がこうだからということだけでは、必要十分ということの必要はそうなのかもしれないけれども、十分条件は満たしていないような気がするんですね。 やっぱり、その地域性なり、歴史性なりというのを、やっぱりきちんと踏まえたいわけで、地区を選んでいきたいなというふうに、私なんかは歴史屋なので、そういう癖があるんですね。 やっぱり、地区にはそれぞれ人格を持たせたいなというふうに思うんです。ですから、ここは部会の仕事だと思うんですけど、こういう数値だけで終始やると、もうA Iに任せときゃいいというふうなことにもなっていってですね。 やっぱりここを、きちんと現地を見て判断するような、そういうプロセスというのは大事にしていきたいなと。仮に、これが、ものすごい4万軒を扱うので、途方もない作業ではあるんだけど、そういう一つ一つをきちんと丁寧に評価していくような作業をやってきたいという思いがあります。これだけでは、という思いが少しありました。
高田会長	はい。おっしゃるとおりです。数字を出した意味合いが、正確に伝わっていないようにも思いますので、補足説明をお願いします。

事務局	はい。大場委員がおっしゃられたように、一つは制限もかかる地区指定であるということも含めて、一定、ちゃんと客観性を持って説明できるようにしなければならぬというのが数値の話でございます。
大場委員	そうですね。はい。
事務局	ただ、一方でおっしゃるように価値について、しっかり共有をして、そういった保全・継承にしっかり地域として取り組んでいくということもしっかり考えていかなければならないということと言えますと、その地域がどう成り立ってきて、どんな歴史を保全・継承してきたのかといったところも、現場での調査もありますし、文献調査も含めて、しっかりそういった背景というのを調べていく必要があるというふうに考えております。
大場委員	はい。結構です。
高田会長	あくまでも、だから、こういう指標は参考だというふうに考えていいことですね。
中嶋委員	私も歴史屋として、大場先生と同じ感想を持っています。この地区指定の方の文言に「残っている地区」とあります。数値は大事で、もちろん、残っている地区を守っていくというのが非常に重要なんですけども、そんなに残ってなくても地区指定すべき場所があるのではないかと、これでは漏れるのではないかと、とすごく危惧しています。 ですので、残っていないけど指定しなければならない地区をどう拾い上げていくかということが、この基準の中にはないということを少し危惧しています。 全くないところは問題外として、やっぱり歴史的にこの地区は減ってはきてはいるけれども、地区指定すべき場所が多分あるのではないかと考えているので、残ってなくても指定できる方策というのがどこかにあればいいなということ、この文章を見て思っていました。 ただ、メッシュのこのデータを見せていただくと、なかなかこっちのデータの方が印象として強く出てきてしまうので、危惧しております。
高田会長	ということは、「残っている」という表現をやめて、別の表現にした方がいいという御意見と考えてもいいですか。
事務局	ちょっといいですか。地区指定については、条例、これは地区指定も個別指定もなんですけども、条例に基づいています。地区指定については、京町家が集積していて、かつ、趣がある町並みか、生活文化の保全・継承を図るうえ

中嶋委員	で特に重要な地区というものになっております。一定の集積については、やはり条例上の必要性からも求められるものと考えております。 それは、すごく集積度が高いものしか指定しないのか、それなりに集積していれば指定するのかと、そのぐらいの話だと思っておりますが、やはり、全然集積していなければ、条例の観点からは指定は難しいかなと思っております。 どのあたりまでを指定すべきかということについては、また部会の方で具体的に検討できればいいと思っております。 条例があることはもちろん存じ上げて申し上げているんですが、ただ、集積度だけで判断するのではなくて、集積はもうあまりしていないかもしれないけれども、やはり指定すべき場所というのは、たぶんあるのではないかとこのことを申し上げているのです。それが、条例に合わないから指定しないと言われると、それまでなのですが、それを何とか、ここで読み込むような基準をつくらせていただければというのが発言の趣旨です。
高田会長	具体的には、地区指定の方に個別指定の③をつくるみたいなイメージですか。 残っているという言葉を使わない、カットする、そうすると上の趣のある町並み、または生活文化が色濃く残っており、という文言と矛盾します。
中嶋委員	いや、まったく残っていないところを指定してくださいとは言わないですが、そのたくさん残っていないと指定できないということでは困るという趣旨です。ですので、たくさん残っている、とまでは書いていないので、そこまでではないですけども。細かいことは部会で決めていただければよい。
大場委員	私はもろ手を挙げて賛成しているんです。いま、おっしゃったようなことも含めて、要するに部会のワーキングのなかの作業なんですよ。ですから、この条例を生かすも殺すも、部会の仕事ぶりにかかっているのかなと思っているんです。 部会には、京町家についての当代きっての目利きが集まってくる、そういう会議だというふうに思いますので、その見識に任せたいなというところもあります。一定の判断は、きちんとやっていけるのではないかな、そういう部会であってほしい、と思うものですから、あまり細かいところまで、ここでこの場で決めてしまうのは、私はどうなのかなというふうにも思います。この程度の議論でいいのかな、と私は思っているんですがいかがでしょうか。
高田会長	はい。要するに、中嶋委員のおっしゃっているのは、その、泳ぎしろの話だろうというふうに思います。 関連する御意見。はい、どうぞ。

井上委員	中嶋委員の御意見についてなんですけど、この地区指定の基準が町単位とか、そういう単位での集積度になっているので、例えば、もうちょっと狭い範囲での集積度だったら残っているのにとか、そういうことにもなってくるかと思えます。 この「町単位等」という、この「等」を、事務局としてどういった指定のイメージを持っているのでしょうか。集積度を町単位で出しているのか、あくまでもやっぱり町単位を考えているのか。数字が町単位で出ているので、町単位以外で見にくいんですけど。それとも、それでも町単位でなくて残っていればやっていくということであれば、何となくうまくいくのかなという気がします。
事務局	事務局の認識と致しましては、例えば、地区指定の①の例で書いているように、通りや袋路ということも例示で挙げさせていただいています。袋路単位というのを絵のなかでも示させていただいているように、区域の取り方と考えます。なので、この区域の範囲で集積度が高ければ、候補には挙がってくるということかなと思います。 また、少ないというところも、個別指定で拾っていくということもあると思うので、この仕組みをうまく組み合わせることによって拾い上げていくことも可能と感じています。
宗田委員	ちょっといいですか。くどいようですが、いま、大場先生がおっしゃったのは、当然と言えば当然のことで、地区指定とか個別指定するということは、その所有者に勝手に壊せないんだよということを、もう命ずることですね。というか、指定しちゃうわけですね。 だから、そのときに地区の特徴とか、町家の魅力とかということ、マスコミ含めて周りの人に散々説明しない限り、それはやっぱり、「はい、そうですか、指定ご苦労さま」というわけにはいかないわけです。いったい、皆さん、どんな見識でこれをおっしゃっているんですかということは常に厳しく問われるわけです。 だから、当然、部会でまさに体を張って、これはとても重要なんだということと言いつけてくれるところから攻めていかなければ駄目なんです。ここは、たくさん集まっていますから残しますという論理では、多分通らない、世間はそんなことでは納得しないと私は思っています。 だから、これはたまたまこういう、いま、データベースにあったので、多いところから、そこを見に行きましょう、そしてやっぱりすごい、いい残り方をしているねというのを発見するための手段であって、多いところから選ぶなんていうことには、もちろんなっていないし。それは、部会でそういう議論をしていただければもちろんいいと思うので。われわれは、いまこの全体会のな

	かで、そういう論理で説明したということは、誤解がないようにしなければならぬ。 参考資料の1－③の表に関しては、この部会でだいたいどのぐらいのペースで指定していけば何年かかるのかとか。それに助成金を持っていくときに、いったい3億2千万円あたりからスタートするわけだけれども、来年度は幾らぐらいかかるんだろうとか。そのペースで行ったときに、どのへんで指定と、それと助成というのがマッチして、4万軒のうちどのへんまで救えるのかということを経済政策の政策基準であって、多いところから残していこうという基準のように取られてしまうと、そういう説明もしたんですが、そういうものではないということは確認しておくべきだと思いますので、ちょっとくだいようですが、申し訳ありません。
高田会長	どうぞ。
事務局	ありがとうございます。いまの宗田先生と、井上先生のお話なんですが、先ほど、大場先生から必要条件、十分条件というお話をいただいたんですが、まさにわれわれもそのとおりだと思ってございます。 この、参考資料1－①から集積度や滅失進行度の資料を付けさせていただいているんですが、われわれとしては、ある種、チャレンジになったというか、あまりこんなものはいままでなかったと思います。 政策のなかで、やっぱりマクロの思いとミクロの思いがございまして。その個別のもの、当然魂のこもった歴史的意味があるとか、それぞれの一軒一軒とか、あるいはそれぞれの地区に意味があるということを見ていかないと指定ができないというのは、まさに先生方がおっしゃっていただいているとおりというところがある一方で、マクロの部分についても、滅失率2%です、これを何とかしなきゃいけませんということで、まさにこの条例ができたわけなんです。 そういうときに、町家を持っていない方も含めて、どれだけ市民の方の「みんなごと」になるか、ということの一つとして、こういう絵というのはあり得るのかなということも思っています。 そういう意味で、確かに必要条件に過ぎないのかもしれないんですが、欲張りでも恐縮なんですが、両方の先生方のお知恵とお力をお借りしながら、両方のアプローチで行ければという思いが、事務局としてはございます。
高田会長	はい、どうも、ありがとうございます。 中嶋委員、いまのような議論でいかがだったですか。もしこの書きぶりを修正する、地区指定に個別指定の③をつくるべきだということであれば、そういう議論をしないといけませんが。

中嶋委員	いえ、③をつくる議論ではないのですけれども、これは単に、要するに地区指定して、そこを届け出の対象にするというだけではなくて、今後、やはりいろいろな町家の改修であったり、新しいものを建てるときの支援であったりとかの対象になる地域なので、歴史的に大事とか、京都の町にとって大事とか、そういう指標も、やっぱり「残っている」だけではなくて、どこかに書いておいた方がよいのではないかと思ったんですが、あまり、議論が長くなるのもどうかと思ったんです。運用で読んでいけばいいのであれば、それでも結構です。
高田会長	この参考資料の1－③が、ここの資料組とダイレクトに結び付いてしまって、いまのような議論が出てしまっているのかなと思います。これを、要するに、この数字で決めるというように思われえないということが大事だということです。これも大変大事な指標なので、参考にしながらやることは確かなんだけど、これで優先順位を決めてしまいますよという意味ではないということが分かるようにこういう資料を出しては。
中嶋委員	「残っている」というふうになると、やっぱり残っている方が価値がある、優先といった感じ、読み方ができないではないので、もう少し、価値に対する記述が付け加わってもいいかもしれません。その地区の意味であったりとか、場所の意味みたいなものとか。
高田会長	ただ、生活文化が色濃く残っているというのは、完全な質の話です。趣のある町並みが残っている地区というのも、ここで言う残存率というものではないとは思いますがね、ダイレクトにはね。
中嶋委員	でも、残っていることに価値がある。
高田会長	そうですね。というか、これは分かりやすく言うと、壊すなという条例なので、何を壊すなと言うか、ということの対象に関する基準ということになりますよね。
中嶋委員	はい。そうです。
高田会長	もし、具体的な提案があったら、言っていただいたらと思います。
中嶋委員	別のときに。
高田会長	他にいかがでしょうか。

山田委員	私、今日初めて出していただいたんで、ちょっと、間違っただけを言うかも知りませんが、お許しいただきたい。 私、下京区在住なんですけど、下京区というのは細街路、道幅の狭い道路がたくさんあるわけなんです。例えば防災面で、この場所は本当に危険というところ、町家がたくさん集まっています。 こういうものは、今後、地区指定するのに、どのように考えたらいいか、疑問に感じています。実際、指定してしまったら、やっぱり、なかなかつぶしにくいということになってくるわけなんです。 実際、周辺に住んでいる者であるとか、そこに住んでいる人間に致しましたら、もし災害が起こったら、まず逃げられない、また、近くの人はその道を通れない。そういう問題が起こってくると思うんです。この地区を指定する場合に、防災面のことも少し考えなければいけないんじゃないかなというふうに感じております。いかがでございますか。
高田会長	はい。これはまず事務局の方から。
事務局	都市計画局で密集市街地対策もやっております、お世話になっております。 町家の保全ということと、密集市街地対策というと、一見やはり相反してしまう部分があって、どうやって両立させていくのかというのは悩ましい問題ではあります。 ただ、一方で路地などに、結構いい町家が残っていたりして、その路地の雰囲気や町家を残しながら、どう安全性を確保していくのかということについては、密集市街地対策の中でも今後考えていかなければならないと思っております。 ですので、実際に例えば地区指定をするときには、地域の方々に説明等を行ったうえで指定していくということを考えておまして、実際に説明するときに災害対策など、どうやって一緒にやっていくか、そのあたりも丁寧に説明をしていきたいと思っております。
高田会長	というよりも、私の理解では、こういう指定をすることによって、文化と防災安全性を両立させるような取り組みを、より住みやすくすることになっていなかったら、指定する意味が、逆になんかというふうに思います。 そういう文化性と防災安全性というものを、重ね合わせてより進めていくための、これは戦略の一つだというふうに思います。逆に言うと、そういうふうな判断される場合に、細街路に対してこういう指定を行うということに、たぶんなっていくのではないかと、なっていくべきだと思いますし。そういう制度的な準備というのは、逆に京都市のなかでは、ある程度進めていただいているというふうに理解しておりますので。

	非常に重要なことを言っていただいたと思いますけれども、密集市街地対策と歴史的な建造物の保全というものを対立的に考えないというのが、そもそもこの京都市全体についても言える話で、この条例そのものが、そのことをベースにできているというふうに思いますので、そういう考え方を、やっぱり徹底しないといけないのではないかと思います。非常に重要な御指摘をいただいたと思います。 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。
内山委員	京町家風の建物が新しく建った場合、個別指定をしていくのでしょうか。
高田会長	いや、そもそも対象外ですよ。
内山委員	対象外ですか。
高田会長	はい。
内山委員	そうなりますと、本当に昔の京町家と同じような見た目の新しい建物が壊されていくと、分かりにくくなってくると思うんですが。
高田会長	要するに古い、既存の京町家があって、それに共存できるような新しい建物が並んでいて、町並みとしては非常に美しい町並みができているというような地区について、どのような扱いをするのかということですか。
事務局	既存の、昭和25年以前から建っている、条例の定義に当てはまる町家だけを対象に考えるのではなく、その周囲に建っている町家と調和した建物が建っているということ自体も、この地区指定のなかで評価すべきではないかという御意見ですか。
内山委員	はい、そうです。
事務局	そういう意味では、その地域は、そういった町家のDNAみたいなものをしっかり理解して継承して、そういったものを積極的に、仮に建て替えしなきゃいかんときも、そういったことに取り組んでいる地区があったらということですか。
内山委員	はい。
宗田委員	それは、まさに、地区指定の基準の1の①になりますよね。

事務局	そうですね。継承していつているということですかね。
宗田委員	1の①ですよ。1の①は、別に数があるから1の①が適用されるわけじゃないでしょう。数は、あくまでも一つの判断基準でしかないから、別に、おっしゃるように、本物の町家は一戸で、いわゆる町家に調和するような建物が並んでいるわけですが、趣のある町並みにはなっているわけだから、1の①で指定できちゃいますよね。
内山委員	これは、そういう解釈でいいんですね。
宗田委員	もちろん。1の①を数だけで解釈するわけではない。残っている数だけで解釈するわけではないというのは、さっき申し上げたとおりです。
事務局	極力、いま宗田先生方がおっしゃったようなことで大事にしながらという思いはございますけれど、事務局の思いとしては、これは時間差になるのかなという気がします。 どういうことかという、一応、その条例のなかの定義として、先ほどお話に出た、昭和25年というのがあるので、そこをどうしても一つのベースに、いまの時点では考えていくということと思っています。 ただ、前回の議論でも、大変熱い議論をしていただいたんですけども、そもそも新しい町家というのをどう考えるのかという、別の価値観があって、この条例の体系では、それは外ですということで、さっき高田会長がおっしゃっていただいたようなかたちになってございます。 実は、都市計画局でも、今年度調査予算をいただいて、平成の京町家とはまた別に、町家型集合住宅といったものなども含めて、新しい京町家というものは、どんなものと定義できるんだろうということは勉強してみようと思っております。 それが、この条例に、いずれその計画を含めてどう反映されていくのかとか、そういったことというのは、またここでぜひ、おそらく先生方からも、いろいろな御意見がいただけるんだろうと思っています。 それをもんで、もまれながら、次の展開を考えるということなのかなと思っておりますので、そういう時間差の対応になるのかなということ、率直な思いとしては持っております。
山田委員	私は、いままさに、この家をつくることに関して、非常に悩んでいます。私も京町家に生まれ育ったんですが、つくり替えるときも、今の生活レベルが昔とずいぶん違うので、全部が京町家にできるわけがないんですが、やはり京町

高田会長	家にしたいと思うんですが、ただ、非常につくりにくいというのを実感しているんです。 というのは、京都の町家というのは、全部、京畳の寸法で、間口などがだいたい決まっているわけなんですね。ところが、いま、新しく家をつくるとなると、隣との間を空けなければいけない。これも、間口によって空ける寸法というのは変わってくるわけなんです。 実際に、一番多いのは三間とか、そういう間口の家が多いわけなんですよ。そんななかで、隣との差を取ってしまったら、つくりたいと思っていても、京町家の座敷がつかれない。京畳で京間ではつかれないという具合になってしまいますと、例えば、いままで使っていた調度品とか、そういうのが全然合わなくなってくるわけなんですね。 だから、そのへんの建築基準を考えていただかないと、新しい京町家というものを再生することというのは難しいのではないかなと感じています。
木村委員	はい、ありがとうございます。木村委員。 一番大きな問題は、いわゆる通りとか袋路で指定すると、防災がものすごくネックになってくる。建築基準法を全部守れば、そう怖くはない可能性があるんですけど、そのまま残していこうと思うと、一番ネックは、防火、耐震というものすごく大きなネックがある。 この間、糸魚川で大きな大火があったんですけど、やはり木造の建物が順番に燃えていって、鉄筋の建物とか蔵で燃え止まりし、裏側だけ助かっているというような状況だった。ただ、ちょっと風があると飛び火して、裏側まで、また燃えると、手前だけ助かって、また浜の方を向いて燃えていったという、非常に大きな火災だった。 京都市内は、いま非常に火災が少ない優秀な都市なんですけど、ちょっとした大きな、例えば地震であるとか、何か起こったときに、まず木造の家屋が倒れるということと、火災が出るということの両方の可能性が絶対ある。この典型が、阪神・淡路の震災が非常に大きな災害になったことだと思うんです。 だから、このへんのネックを、私はもっと厳しくせえという方なんです、逆に。ちゃんとした、耐震と防火を備えた建物をそれなりに京都として残してほしい。まだ表の通りはましなんです。何て言うても、人間のいわゆる損害は、家がつぶれん限りなんとかもつんですが、路地奥の方になったら逃げられないという欠点があります。そのへんを、たぶんこれ全部、いま外していくんですよ。路地で、つぶしたらあかんと言われたんで改修しようとする、例えば、向かい側からの防火であるとか、隣家からの防火は、いまのそのままだでも何とかしようという話があるんですよ。 非常に温情のあるようなことになっているはずなんですけ、それが京都の町

	としてはものすごく逆に怖いなと思います。 まあ、そう言うと、先ほど言われた、新しい京都の町家がつくれないということになるんですがね。京町家の、例えば畳の寸法は決まっているんですけど、人間のモデルに合っていると思うんです。91センチのモジュールと違って、95センチぐらいのモジュールで行っているんで人間の寸法には、ある程度合っていると思います。 土地が決まっていたら、それをはめ込むことはできないんで、縦方向だけ京町家、横方向、間口方向は、いまできる寸法で、何とか取ってやろかということがやっぱりたまにあります。 そういうやり方でしか、いま、既製のものの土地のなかにどう収めるかとなったら、どこかを狭くする。せやけど、押し入れの奥行きを狭くしたとたんに、収納性が大きく落ちてしまって、極端に言うたら怒られる。「こんな押し入れ使えへんやんか、お布団たたんでどないして入れんの」ていう、現実にそういう話も出てくる。非常に難しいと思いますけど、できたら3軒を2軒にしてえな。
高田会長	はい。ありがとうございます。そういう議論も、この審議会では引き続いて、この指定の話が終わったら、ぜひ続けていただければと思います。 いろいろな、文化の問題、防災の問題、さまざまな論点があると思いますが、いまの町家の建築基準法との関係についても、たくさんのハードル、乗り越えるべきハードルがあると思いますが。 しかし、やり方がないわけではないので、知恵を絞れば、一つ一つ前に進むと思います。修羅場を重ねて、京都では町家が、また新しい町家も建っていくというような法制度の見直しというのも、技術的には私は可能ではないかと思うてますので、またご議論いただきたいと思います。 それじゃあ、資料2に関しまして、他に特にコメントございませんでしょうか。よろしいですか。じゃあ、これに関しては、もしあったら、あとで言ってください。 それでは、次の議題の方に進ましていただきたいと思います。部会の設置について。
高田会長	(2) 部会の設置について 部会の設置ということで、資料3を中心に御説明をいただきたいと思います。
事務局	(資料3説明)
高田会長	どうも、ありがとうございました。部会の議論も、すでにいろいろ出ておりますが、正式に議題として今回、審議していただくということで、部会の設置

	について、御意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 特にございませんか。じゃあ、こういうかたちで部会を設置するということで、スケジュールも含めてご承認いただいたということで、よろしゅうございますでしょうか。 意見を、無理強いはしませんけれども、しゃべりにくい方があったら、ぜひあまり気にしないでご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。 はい、どうぞ。
大場委員	例えば、任期とか、いろいろ細かい部会のなかの取り決めがあるはずなんですけど、それはまた部会のなかで決めるってということなのか、この場で決めるってということなのか。
高田会長	要するに、部会の運営に関する要項はどのようにして、どこで決まるのかということですね。
大場委員	それは、部会のなかで決めるので、ここでは出てこないということなんですか。
高田会長	はい。
事務局	委嘱期間ということ。
大場委員	もろもろの、部会をどう動かすのかということです。
事務局	いまの状態で行きますと、条例と規則で定められている範囲でということになりますので、そこは、いまお示ししているところまでが実際に規定されている中身になっているわけです。
大場委員	じゃあ、あとのことは。
事務局	招集等は、部会長が招集するということが規則で決まっておりますし。会議の議長も当然部会長がということで、会議の成立であるとか、そういったことについては、全て規則の方で記載をさせていただいているというところがございます。 当面につきましては、まずいったん、委嘱の期間としては、年度内で区切らせていただいてというようなかたちで進めていくということになろうかと思えます。

高田会長	よろしいですか。どうぞ。
志藤委員	部会と、この会議との、相互のフィードバックといいますか、関係性について、いま考えられている内容について教えていただきたいんですけど。
高田会長	要するに、部会でやる作業と、この審議会の審議との関係。
志藤委員	そうですね。
高田会長	説明してください。
事務局	指定について意見を聞くということになっていますが、それは部会の方で聞くことになって、部会の判断でもって、最終的には京都市で指定をするということになります。一定、審議会、本会の方も継続して審議してまいりますので、その都度状況について御報告をさせていただくということになるのかなと思います。
高田会長	よろしいですか。
志藤委員	審議の中身によりますね。 おっしゃっておられることは、よく分かります。それで結構なんですけど。
小島委員	選んだもの、選ばれた、部会で指定されたものが審議会に出て、一応報告というかたちになるんですか。決定というのは京都市がされる。
事務局	そうですね。指定そのものの決定は京都市が致しますので、手続きのなかでも、ちゃんと告示をしなければならないであるとか、そういうかたちでオープンにはなっていくんですけども。
高田会長	いまたぶん聞いておられるのは、手順、順番ですね。部会で、まず決めますね。
事務局	あとは、もう直接、その部会の判断でもって京都市の方が指定をするというプロセスになっています。
高田会長	指定するということで、審議会で、もし議論があった場合には、そのあとで審議会が開かれることもあり得るのか。「これは、おかしい」とかいう議論が、

	審議会で。
宗田委員	いや、一応、規則によると部会長は、部会の、それを審議の結果を審議会に報告しなければならないという条文があるんで、報告はするんです。
高田会長	そうです。いや、だから、それはそうなんですけど、その手順をね。
宗田委員	報告だけですよ。
小島委員	部会の回数と、審議会の回数とか、全然違うと思うんですね。部会は月に1回から2回あって、審議会は何箇月に1回だとしたら、その部会で選定されたものがダイレクトに京都市に上がっていくというところで、その結果報告みたいなものが審議会に出てくるんですね。
事務局	はい、そうですね。結果報告が審議会の方に報告されるという手順になります。
高田会長	その内容に疑義が出てきたときには、要するに審議会でもめることも想定されると、こういうことですよ。
事務局	部会の方で審議をしていただいた際に、これは全体の審議会の本会の方で、もう一度諮り直した方がいいのではないかなというものが出てくれば、それをまた本会の御意見も聞きながら、最終的にもう一度部会の方にフィードバックをしてというようなかたちで。かなり迷うものが出てきたら、あくまでも決めた、基準に従ってという範ちゅうになるので。そのあたりのことも含めて、ちょっと判断に疑義が生じた場合は本会で議論することもあるかと思います。
高田会長	いかがでしょう。 たぶん、いま最初だから、こういう議論が出ているんだと思いますけどね。どういうペースで、どういうものが指定されていくのか。そのなかに、この審議会のメンバーの方々から見て、もっともだと思うものもあるけれども、どうしてこれを指定するのかという、そういうものも出てくるかもしれない。 そういうことがあったときに、どこでどういうふうにフィードバックされたり、あるいはその議論が、要するにここの審議会で、部会の決定と違うような意見が多数出てきた場合に、どういうふうに運用すればいいのかと、そういうご心配ですね。
志藤委員	先ほど、いろいろ決めていった基準というものが、実は非常に内容が、あい

	まいな内容が多いんですよ。例えば、意欲的とかですね、多くとかですね、複数集まっているとかという非常に抽象的な表現がなかにたくさん盛り込まれています。 それは先ほど宗田先生もおっしゃっておられたみたいに、部会の方の見識のある先生方が、その内容というようなのも、歴史的な状況も踏まえて、意欲的に今後の京都のまちの発展と、残していかなければならない資産というものを勘案しながら、住民の方々に分かりやすく、合意を得ながら、なるべくはスムーズに行きたいというふうなかたちで進められていくということになっていくんだろうなというふうに思っているんですね。 そのときに、部会の方でどういうふうな議論がされておられて、ここで、ある意味で言うと、いい意味であいまいにしている内容というものが、よりこの委員会の場面のなかで明確になっていくことによって、より内容というものが発展的に、基準というものが、より意欲的な内容として伝わっていくのであれば、そういうフィードバックというようなのを積極的にやっていただいた方がいいのではないかなと僕は思うんです。
高田会長	はい。他に、いかがでしょうか。全て部会の運営の仕方にかかってくると思います、いまのような御意見を踏まえて部会の運営を考えるということに、ここではさせていただきたいと思います。どうも、ありがとうございます。 取りあえず、部会の設置ということについては、ご承認いただいたということで、次に、三つ目の方の議題に進みたいと思います。
高田会長	(3) 京町家保全・継承推進計画の策定に向けた検討の進め方について (4) 京町家保全・継承推進計画（骨子案）について 京町家保全・継承推進計画の策定に向けた検討の進め方ということで、この骨子案というのがございますが、これを議論いただきたいというふうに思います。 事務局の方から、これも説明をお願いいたします。
事務局	(資料4から6、参考資料2説明)
高田会長	どうも、ありがとうございます。(3)と、(4)をまとめて御説明いただいたと思いますが、併せて議論をお願いしたいと思います。ご質問、御意見あったら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。 はい、どうぞ。
宗田委員	行政がつくる計画なので、冒頭でおっしゃったように10年が一つのタームだとは思いますが、先行の京町家再生プランが18年前、ちょうど2000年

	から、現在というか、それから18年たっています。 いま、この2018年に、将来に向けて考えていくときに、2025年問題という、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になる、それから、2035年から2037年にかけて、その方たちがお亡くなりになってくるような時期とありますよね、大量死の時代と言われていますけど。そのときに、人口がぐっと減りますよね。 その、2035、2038年でもいいんですが、いまから20年くらい先に、空き家の問題ですとか、おそらく観光も減ってくるとか、人口構成も大きく変わってくるとかという、京都のまちの大きな転換期を迎えると思うんです。 だから、いわゆる先行の京町家再生プランというのが、人口増加から減少に転ずるピークのときの10年計画として策定され、いまは2018年。今度、それが下り出したのが、大幅にすっと落ちていくことになる。 京都の都心の住民生活も、いま住むことを中心とおっしゃったんだけど、それはもちろん理念としては分かるんだけど、現実としてそれはどうなったか、人口の意味でも、どう変わっているのかということ踏まえたうえで、そういう展望の下に考えていかなければならない。 結局、場当たりの、いま町家を守らなきゃいかんからということ優先してやるだけの計画になってしまう。いま、われわれが検討している地域計画、都市計画、総合計画、みんなそうなんですけど、その大きな転換期をどう生きるかということだと思うんですね。 人口が減少に転じた、だから京都の町は景観保全を戦略として採用するようになった。本格的な人口減少に差し掛かるなかで、このまちの暮らしの基盤である町家というよりは、まちが人口減少のなかでも賢く生き残っていくための資源としての町家というものを、どう評価するかという長期的な展望がないと、次の戦略が立たないと思うんですよ。 ちょうど、この京町家再生プランが10年経ったときに、次の後継プランをつくろうということで、以前に都市づくり推進室で、皆さんと集まって、結局、3年、4年と検討したんですが、その作業が後継プランをつくるころまで行かなかった当事者と言うと、その大きな転換点が多分なかったし、京都市自身が総合計画をつくっていたこともあった。その大きな政策転換点、ちょうどそのとき京都創生がスタートしたんだけど、そういう時期にあったということなんです。 だから、いま、計画をつくろうということで、10年というのは分かりやすい話ではあるんだけど、そういう問題意識を大きく持って構えた方が、たぶんいいだろうということを申し上げておきたい。
高田会長	はい。どうも、ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。
小島委員	私が、いまざっと見たけど、見落としているのかもしれないですけども、

高田会長	町家の保全の計画をされるときには、やっぱり私は、耐震診断士の派遣とか、そういう先の話ばかりがあつて、土台をつくる話が、どうも見えてこないんです。 いま、私たちがまちのなかで見て困っているというか、あきれかえっていることというのが、やっぱりよそから来はった、木造のことをほとんど知らない建築士さんなどが、ものすごくとんでもない町家の改修をしているが、それを防ぐ術が全くありません。 最近の極端な例を言いますと、地域のシンボリックなとてもいい町家の2階の床を全部抜いて、全館吹き抜けにしてしまうというような、とんでもない、これは危ないことも危ないし、それを補強するのも適当なことしかなさってないというようなことが判明して、大反対したようなことがあります。そういうことが、いろいろなところで起こっています。 そういう、危ない町家をどんどんつくっていくことになってはいけないと思いますし、ただ、それがいいことなのか、悪いことなのかすら判断できない人たちが、なぜそれをやってはいけないんだ、デザインを優先しているとおっしゃることが多いです。 でも、やはり、ちゃんとした町家を継承していこう、保全していこうということをするんだと、例えば京都市がもう少し毅然とした態度で、そういうとんでもないことは、ちゃんと対応していくようなことをしないといけないと思っています。 何でも、町家が残ればいいというだけではなくて、健全な町家が残る手だてを、やっぱり考えるためには、次を引き継いでくださる技術者の養成というのは、本当に急務なことではないか、特に私たちの界わいにゲストハウスなどができているのを眺めるにつけ思います。 先ほどの防災という点からしても、本当に、ものすごくぎりぎりのところで、これは申請をしなくていいっていうのがたくさんあります。それには私たちも手を焼いているようなところがありますので、技術者の養成というのをどこかでちゃんとうたっていただいた方がいいのではないかと思います。私が見落とししていたら申し訳ありません。 ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。 先ほどの、いまのことにも関連しますが、山田委員や木村委員から御指摘のあった、安全性の問題と、文化と安全というものをどう考えたらいいのかというのは、京町家の保全・継承の推進計画のなかで議論しなければいけないかなり重要なことだと思います。 それから、生活文化という概念のなかには、減災文化といいますか、安全性を確保するための文化の継承と発展ということが含まれていると思いますので、そのことも含めて、この計画のなかに何らかのかたちで反映できるといい
------	--

高田会長	なと思います。 それから、先ほどの地区指定を地域から発意していくということに関連して、まちづくりの支援というのが、たぶんこの「自治組織、市民活動団体等の取組推進」よりも、もっと重みが出てくると思いました。そういったことを、これから議論をさせていただければと思います。 章構成で、重点的な取り組みと、横断的な取り組みと資料に書かれていますけれど、もう一つの方の、資料4の方だと1項目増えているんですね、維持管理というのが。それから、重点と言ってしまうと、そうでないのは重点ではないのかというふうなふうにも見えます。こういうことは、もう少し中身の議論のときにやればいいと思いますが。 それから、いまの小島委員の委員のお話とか、先ほど災害というような話が出ましたが、指導行政と、この町家の保全・継承との接点があちこちありそうなので、町内で同じような価値観でいろいろなことが起こっているんですけども、相互の連携がどうなっているのかというようなことが気になる場所がございますので、それも情報をうまく重ねながら検討ができればと思います。御検討いただければと思います。
宗田委員	もう一言いいですか、すみません。
高田会長	はい、どうぞ。
宗田委員	ここまで来ると、結局、京都市が町家再生マニュアルを法的につくるかですよ。ローマ市の場合、フィレンツェとかの場合だと、個別の建築に補助金を打っているということもあるんだけど、歴史的都心部の、歴史的建造物で保護の対象になっている建物に関しては、設計者が勝手なことができないように、それこそ建築士の先生、都市再生の先生、みんな集まってもらって、建築状況を整理して、許される改修の技術的なこと、平面的なこと、デザインのこと、かなりきめ細かく決めているのがあるんですよね。 その場所ごとに、同じローマ、フィレンツェのまちのなかでも、ここにはこういうタイプの町家というか、数寄屋型住宅があつてという議論になってくるんですが、そこまでやるかですよ。 大場先生はご存じですが、京町家まちづくりファンドの助成を行うときにも、一定、その設計内容に意見を言うようにしています。京町家まちづくりファンドですらそうですから、今回こういう本格的な指定対象の、その地区の町家ということになったり、それをさらに補助金を打っていくことになったら、何らかのかたちで介入していく、行政がちゃんと指導していくべき部分があるわけです。 何せ、4万軒ですから、個別、重伝建のなかだったらガイドラインというか

高田会長	たちで、いままでもやってきましたし、ファサードだけでいけたんだけど、もうちょっと突っ込んだものをつくっていくということが出てくるんですが。 いきなり、これを1年でつくれなんてことは無理なんです。ここまで、町家の保全・再生・継承が進んでくると、いよいよ日本のなかで京都は、ここまで、ローマ水準まで来ているかなという感じがします。 昔、ローマ市の修復マニュアルというのを翻訳もして、本でも紹介しましたが、20年後の今になって、もう一回引っ張り出してきて、京都でつくるんだっただろうかなと。京町家は、作事組がそういうマニュアル的なものをつくりまして、まちセンでも京町家改修の手引きというのをつくっていますので、京都銀行さんがおやりになっているものがあるし。 一時期そういうのがはやったんですが、もう一度それを引っ張り出してきて、どう制度化するかということが、たぶん議論する必要が出てくるだろうと思うんですけどね。 はい。どうも、ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。発言されていない、できれば、何か言って、次のステップにつないでいただければと思いますが、いかがでしょうか。 この議論を引き続いて審議会では議論することになりますので。
志藤委員	答申のなかで、京町家の保全および継承に向けた今後の方針についてという答申のなかに、ネットワークというのか、いろいろな政策分野の方がなかに入っているというふうな動きになっています。 先ほど話が出たように、人口構成の変化というのは、今後、京都市にも当然降りかかってくるわけです。2035年問題、2045年の極端な人口減少のときというものは、それ以前に当然のことながら、そこに住まわれている方の暮らしが大きく変化するわけなんですね。 そこに向けて、まちづくりというものと、特に高齢の方が暮らしておられる、まち、お住まいというものを、もうちょっとクロスして考えていけるような視点を、例えば横断的な取り組みのなかのところに、もうちょっと入れ込んでいただいた方がいいのではないかと。 前回は話に出ていたんですけども、やはり地域包括支援センターというものが、高齢領域であるんですけども、各中学校区に1個ありまして、そこでの相談というのは、やっぱりそこに住み続けることが困難であるということが、具体的な事例としていっぱい挙がっております。 そこから挙がってくる事例に対して、どういうふうに暮らしを残すのか、暮らしの変化に対応して、そこに住んでおられる家を残していくのかという観点を盛り込んでいけるような内容が、具体的に横断的な取組のなかに必要なかなと思います。

高田会長	ありがとうございます。いまのお話は、この最終的な取り組みのところにも、もちろん反映すべき話です。最初の方でも、社会的な問題、あるいは生活そのものの問題を言うておくべきという御指摘だと思います。それも含めて検討させていただきたいと思います。他に、いかがでしょうか。 よろしいですか。それじゃあ、いまのような御意見を踏まえて次回以降、また、京町家保全・継承推進計画についてについて議論させていただきたいと思いますので、次回は、いまの御意見を踏まえた、たたき台というようなものを出していただければと思います。 もし、今日、十分御意見をいただけなかった方で、お気付きの点とか、意見を言っていたいた方も、もちろん結構なんですけど、特にこの推進計画のたたき台づくりに関して御意見等ありましたら事務局の方に、またこの審議会が終わってからでも結構ですから、連絡をいただければと思います。 3 第4回審議会の予定
高田会長	それでは、次のところへ進行したいと思いますが。第4回審議会の予定ということで、事務局から御説明をお願いいたします。
事務局	第4回の審議会につきましては、5月の下旬から6月下旬までの間で、すみません、あらためて日程調整をさせていただけたらと思っております。
高田会長	はい。議題の中心は、この京町家保全・継承推進計画の素案の検討ということになるということになると思いますので、よろしくお願いいたします。 特に、スケジュール上の問題で、何かご質問や御意見はございませんですね。 はい。それでは、事務局から具体的な日程調整をしていただきたいと思います。 予定の議題は全て終了したということになりますが、全体を通じてお伺いすることがあったら、あるいは言い残したということがあったら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、今日の審議会としては、以上とさせていただきたいと思います。事務局に進行をお返し致します。よろしくお願いいたします。
事務局	4 閉会 委員の皆様、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、第3回の審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。 以 上

